様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025　　年　7　月　16　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃこやさんぎょう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社古屋産業  （ふりがな） いわなが　よしなり  （法人の場合）代表者の氏名 岩永　良成  住所　〒869-2612  熊本県阿蘇市一の宮町宮地1926番地  法人番号　5330003002609  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社古屋産業　ＤＸ計画 | | 公表日 | 2023年　　5月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」  <http://aso-koya-sangyo.com/DXplan.html>  トップメッセージ（Ｐ３）  ＤＸビジョンとその実現に向けて（Ｐ４） | | 記載内容抜粋 | ●「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」　Ｐ．３　トップメッセージ　より抜粋  当社は、1961年創業以来、「阿蘇の暮らしによりそう企業」として、人々が暮らしていくうえで必要なエネルギーに関連するサービスを提供してまいりました。  その間に、当社を取り巻く経営環境は大きく変化し、近年は、スマホアプリやＷＥＢ等のデジタル技術を活用したサービスが私たちの暮らしに深く浸透するようになり、生活の様々なシーンにおいて、人々の購買行動が急速にデジタル化しています。  ●「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」　Ｐ．４　ＤＸビジョンとその実現に向けて　より抜粋  当社はスマホアプリやＷＥＢサイト等のデジタルサービスの整備を通して、お客様との接点を積極的に設けてきました。しかし、デジタル技術を高度に活用した利便性の高いサービスの登場や、デジタル技術を使いこなす企業の地域進出等、競争環境は刻一刻と変化しています。このような競争環境の変化に対応し、お客様へ価値を提供し続けていくために、「デジタル技術を積極的に活用した、より便利で、よりお客様の暮らしによりそった企業」を目指していきます。  ＤＸビジョンの実現に向けて、３つのビジネスモデルの方向性に沿ってデジタル戦略と環境整備を実行します。  ①アプリやWEBサイト等のデジタルサービスを活用し、お客様の日常によりそうサービスを提供します。  ②デジタルサービスのデータを分析・活用し、お客様にとって価値のあるサービス設計、マーケティングを行います。  ③デジタル技術を活用した業務効率化や働きがいある職場づくりに取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社古屋産業　ＤＸ計画 | | 公表日 | 2023年　　5月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」  <http://aso-koya-sangyo.com/DXplan.html>  デジタル戦略（Ｐ．５） | | 記載内容抜粋 | ①デジタルサービスを活用したお客様接点の強化  ・自社アプリの活用強化  ・WEBサイトやSNSでの情報提供、取引機能の強化  ②データ分析・活用を通じたお客様によりそうサービス・マーケティング  ・デジタルサービスの継続的改善  アプリやWEBサイトの利用履歴等のデータを分析・活用し、UI・UXの改善や新機能の追加など、デジタルサービスの改善を継続的に行います。  ・お客様一人ひとりに最適な情報を提供  アプリの利用履歴等のデータを分析・活用し、お客様個別のニーズに合わせたオススメ商品等の情報を最適なタイミングで提供します。  ③デジタルを活用した働きがいある職場づくり  ・バックオフィス業務の効率化  ・社員が成長できる環境の整備 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」  <http://aso-koya-sangyo.com/DXplan.html>  戦略推進に向けた組織・人材育成（Ｐ．６） | | 記載内容抜粋 | ○戦略推進の組織  代表取締役直下に「ＤＸ推進委員会」を設置し、デジタルサービス担当者を各部署に任命します。  ○ＤＸ推進委員会の役割  ・代表取締役を委員長とするDX推進委員会 を設置予定  ・ＤＸ推進責任者が、各戦略の進捗状況を 管理  ・ＤＸ推進担当者が戦略の各施策を各部署 と連携し実行  ・ＤＸ推進委員会において、定期的に最新の デジタルの活用事例を収集  ○人材育成施策  ・社員のＩＴスキル向上  オンライン学習サービス等でのＩＴに関連する学習を通して、社員のＩＴスキル向上を図ります。  ・デジタルサービス担当者の任命  デジタルサービス担当者を各部署に任命し、アプリやWEBサイトの運営を担当者がベンダーと連携することで外部の知見を社内に取り入れます。  ・データ活用人材の育成  データ活用・分析の知識習得に向けた研修会を実施し、基礎的なデータ活用ができる人材の育成を図ります。  ・業務システムの習熟度向上  会計システム、勤怠管理システム等の提供ベンダーと連携し、主に経理部を中心にシステム利用方法の習得に向けた研修会を実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」  <http://aso-koya-sangyo.com/DXplan.html>  戦略推進に向けた社内環境の整備（Ｐ．７） | | 記載内容抜粋 | ○環境の整備　施策  ・デジタルサービス活用に向けたデバイスの導入  社外でのＳＮＳを利用した情報発信や、ＷＥＢサイトの動作確認等に使用するＰＣ・社用タブレットを導入します。  ・データ分析・活用に向けたツールの導入  アプリの利用者データを収集、分析可能なツールを導入します。  WEBサイトのアクセス解析が可能なツールを導入します。  ・アプリの情報配信機能の構築  ベンダーと連携し、お客様個別に情報配信が行える機能をアプリ内に構築します。  ・ペーパレス化に向けた環境の整備  紙や帳票類を素早くデジタル化できるスキャナー等の設置とペーパレス前提の業務設計を行います。  ・マニュアル類のデジタル化  マニュアル類をオンラインで閲覧できるツールの導入を行います。  マニュアルが作成されていない業務の洗い出しとマニュアル化を行います。  ・学習環境の整備  オンライン学習サービスを選定し、社内での利用規則を策定します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社古屋産業　ＤＸ計画 | | 公表日 | 2023年　　5月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」  <http://aso-koya-sangyo.com/DXplan.html>  戦略の達成度を測る指標（Ｐ．８） | | 記載内容抜粋 | （戦略）デジタルサービスを活用したお客様接点の強化  （指標）デジタルサービス経由での受付件数  （目標値）前年比10%増  （戦略）データ分析・活用を通じたお客様よりそうサービス・マーケティング  （指標）デジタルサービスを通じた情報配信件数  （目標値）前年比10%増  （戦略）デジタルを活用した働きがいある職場づくり  （指標）システムのクラウド化  （目標値）2025年　クラウド移行完了 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　　5月　23日 | | 発信方法 | 株式会社古屋産業　ホームページ内  「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」  <http://aso-koya-sangyo.com/DXplan.html>  トップメッセージ（Ｐ．３） | | 発信内容 | 当社は、1961年創業以来、「阿蘇の暮らしによりそう企業」として、人々が暮らしていくうえで必要なエネルギーに関連するサービスを提供してまいりました。  その間に、当社を取り巻く経営環境は大きく変化し、近年は、スマホアプリやＷＥＢ等のデジタル技術を活用したサービスが私たちの暮らしに深く浸透するようになり、生活の様々なシーンにおいて、人々の購買行動が急速にデジタル化しています。  そのような変化の中でも、人々の暮らしによりそい続け、ビジョンの実現を目指していくために、「株式会社古屋産業　ＤＸ計画」を策定しました。  今後は、本計画に沿って戦略的にＤＸを進めていきながら、各施策の進捗状況等を当社ＷＥＢサイト上で随時発信していきます。  2023年5月23日 代表取締役　岩永　良成 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　4月頃　～　2025年　7月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のＤＸ成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　5月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 2023年5月10日に情報セキュリティ基本方針を公表しました。また、2023年5月18日にSECURITY ACTIONの２つ星を自己宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。